

平成 26 年 12 月 24 日  
土地・建設産業局建設業課

## 建設業法に基づく技術検定試験の制度見直しについて

### 1. 実務経験年数の基準日を変更

- ・実務経験を学科試験前日までで計算できるように変更
- ・2級合格者の実務経験は、合格発表日から計算するように変更
- ・実務経験を有する者は、従来よりも半年以上の早期受検が可能

### 2. 不正行為に対する罰則強化

- ・不正行為に対して最長三年間の受検禁止措置
- ・受検禁止の措置に関する基準は平成27年4月1日より施行

建設業法(昭和24年法律第100号)第27条に基づく技術検定試験について、試験制度運用の適正化を図る観点から、技術検定の受検に必要な実務経験を従来は受検申込時点で計算していたものを学科試験の前日までで計算できることとしました。さらに、2級合格者が1級を受検する際に必要な実務経験は、従来は合格証明書交付日より計算していたものを合格発表日より計算できることとしました。これらの変更により、実務経験を有する者は半年以上の早期受検が可能となります。この見直しは平成27年度試験より適用されます。(別紙資料1 参照)

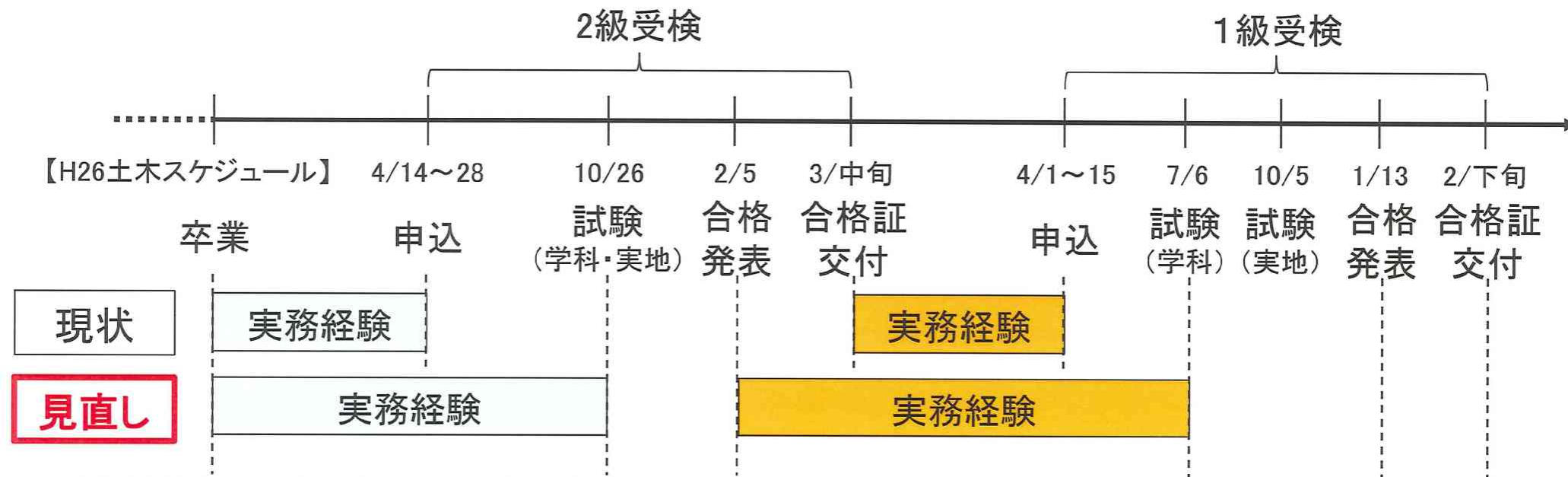
また、建設業法施行令の改正により、合格の取り消しに加え、最長三年間の受検禁止措置が設けられた件に関して、受検禁止措置に関する基準を定めましたので合わせてお知らせします。本措置は平成27年4月1日より施行されます。(別紙資料2 参照)

<お問い合わせ先>

国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 西村、柴山 (内線 24743、24744)  
TEL:03-5253-8111(代表) 直通:03-5253-8277、FAX:03-5253-1553

## ○ 実務経験を計算する基準日を変更することで、実務経験を有するものは早期に受験可能とする

- 受検要件の実務経験を当該試験の学科試験前日までで計算できるように変更
- 2級合格者の実務経験は、合格発表日から計算できるように変更



注) 技術検定試験の日程は、平成26年度の土木施工管理技術検定の例

## ○ 受検の際の不正行為に対する罰則強化

【現 状】 合格の取り消しのみ

⇒ 【見直し】 不正の手段によって技術検定を受けた者は、合格の取り消しに加え、最長で三年間受検禁止とする

建設業法施行令第 27 条の 9 第 3 項に規定する技術検定の  
受検禁止の措置に関する基準

## 1. 趣旨

本基準は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 27 条第 1 項の規定に基づく技術検定について、建設業法施行令（昭和 31 年政令 273 号。以下「令」という。）第 27 条の 9 第 3 項に基づく受検禁止の措置（以下「措置」という。）を行う場合の基準を定めることにより、技術検定を不正の手段によって受け、又は受けようとする行為に厳正に対処し、もって技術検定の公正かつ適正な実施を確保することを目的とする。

## 2. 措置の基本方針

技術検定の公正かつ適正な実施を確保するため、令第 27 条の 9 第 3 項に規定する措置事由に該当するときは、本基準に従い、迅速かつ厳正に措置を執り行う。

## 3. 用語の定義

本基準において、「不正行為」とは、不正の手段によって技術検定を受け、又は受けようとした行為をいう。

なお、見込みの実務経験で受検を申込み、又は実際に受検した者であって、見込みの実務経験を満たせなかった者については、その旨を合格発表前までに自己申告した場合は、不正行為に該当しないものとする。

## 4. 措置の基準

## (1) 一般的基準

措置の内容は、原則として次の表の左欄に掲げる行為の別に応じ、当該右欄に掲げるとおりとする。

措置事由に該当する行為	受検禁止期間
他の受検者の答案をのぞき見るなどの不正行為	1 年
参考書、メモを取り出し利用できる状態に置くなどの悪質な不正行為	2 年
虚偽の出願（替え玉受検、無資格受検など）によって技術検定を受け、又は受けようとするなどの極めて悪質な不正行為	3 年

(2) 個別事情による措置の加重又は軽減

- ① 不正行為の内容及び情状により受検禁止期間を加重又は軽減することができる。
- ② 過去に不正行為を行った者が、再度不正行為を行った場合は、その態様に応じて受検禁止期間を加重することができる。

5. 措置に伴う通知

措置を行った場合においては、措置を受けた受検者に通知するとともに、各指定試験機関へ情報の提供を行うものとする。

6. その他

- ① 技術検定の学科試験、実地試験は一連のものであることから、実地試験における不正行為により、受検禁止の措置を講じる場合には、当該受検者の学科試験の合格の決定を取り消すこととする。
- ② 不正の手段によって技術検定を受け、又は受けようとしたことにより、令第27条の9第3項に基づき技術検定の受検を禁止された者については、当該検定種目の1級及び2級の受検禁止措置に加え、他の検定種目においても受検禁止の措置を講じることとする。その場合、受検禁止期間は、当該検定種目の受検禁止期間に準じる。

7. 施行期日等

この基準は、平成27年4月1日から施行する。